

## 国際漁業等再編対策実施要綱

	2 水 漁 第 739 号
	平成 2 年 3 月 26 日
	農林水産事務次官依命通知
改 正	19 水 漁 第 114 号
	平成 19 年 4 月 6 日
	20 水 漁 第 1940 号
	平成 20 年 12 月 1 日
	25 水 漁 第 45 号
	平成 25 年 4 月 16 日
	25 水 漁 第 515 号
	平成 25 年 6 月 7 日
	27 水 漁 第 1957 号
	平成 28 年 4 月 1 日
	30 水 漁 第 1295 号
	平成 31 年 2 月 7 日
	30 水 漁 第 1455 号
	平成 31 年 3 月 27 日
	元 水 漁 第 1450 号
	令和 2 年 3 月 31 日
	2 水 港 第 856 号
	令和 2 年 6 月 12 日
	2 水 漁 第 1265 号
	令和 3 年 3 月 26 日

### 第 1 趣旨

我が国国際漁業は、漁業をめぐる国際環境が著しく変化している中で漁業に関する国際規制の強化により深刻な事態に直面し、その再編整備を余儀なくされており、加えて、その環境は今後一段と厳しさを増すことが予想されている。また、国内漁業は、我が国周辺水域の水産資源が減少している中で、最大持続生産量を実現する水準へ水産資源を回復・維持させるという目標を設定するなど資源管理手法の拡充を行い、これを踏まえた漁業生産構造の再編整備を実施していくことが必要となっている。

このような事態の推移に適切に対応していくためには、将来のこれらの

漁業に関する的確な見通しの下に所要の調整を進め操業の確保に努めるとともに、これらの漁業の再編整備を計画的に行っていくことが必要であり、国は、平成元年12月22日の閣議了解（平成30年12月18日付け一部変更）において国際漁業等再編対策を総合的に進めていくこととしたところである。

本対策は、この一環として、農林水産大臣による第一種特定漁業（第3の1の規定により農林水産大臣が指定したものをいう。以下同じ。）の再編整備に関する基本方針の策定及び第二種特定漁業（第3の2の規定により農林水産大臣が指定したものをいう。以下同じ。）の再編整備に関する基本方針の策定並びに一般社団法人大日本水産会（明治42年5月19日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による減船漁業者救済費交付金（以下「救済費交付金」という。）、不要漁船処理費交付金（以下「処理費交付金」という。）、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金、混獲回避型休漁支援費交付金、水産加工業支援費交付金、相互扶助漁獲支援費交付金及び資源・漁場保全緊急支援費交付金の交付等の措置を実施しようとするものである。

## 第2 定義

- 1 この要綱において「減船」とは、第一種特定漁業及び第二種特定漁業における再編整備を進めるための漁船の隻数の縮減をいう。
- 2 この要綱において「スクラップ処分等」とは、漁船のスクラップ処分（解体又は焼却の方法によるものに限る。）又はスクラップ処分に準ずるものとして水産庁長官が別に定める方法による処分をいう。
- 3 この要綱において「減船対象漁船」とは、救済費交付金の対象となった漁船をいう。
- 4 この要綱において「代替漁船」とは、減船対象漁船より原則として船齢が古い船であって、当該減船対象漁船の代替船としてスクラップ処分等にされたものをいう。
- 5 この要綱において「休漁」とは、第二種特定漁業における漁船の休漁をいう。
- 6 この要綱において「魚種転換等」とは、第二種特定漁業における漁獲対象魚種又は漁業種類（以下「業種」という。）の転換をいう。

## 第3 第一種特定漁業及び第二種特定漁業の指定

- 1 農林水産大臣は、漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたと認める業種に係る漁業を第一種特定漁業として指定するも

のとする。

2 農林水産大臣は、我が国周辺水域の水産資源の状況を踏まえた資源管理目標の導入により操業の維持に支障を生じたと認める業種に係る漁業を第二種特定漁業として指定するものとする。

3 農林水産大臣は、都道府県知事の許可等を必要とする漁業（以下「知事許可漁業等」という。）について1及び2の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。

4 農林水産大臣は、1及び2の指定を行ったときは、国の関係行政機関の長、第一種特定漁業及び第二種特定漁業を営む者の住所地（住所地が2以上ある場合には、主たる住所地）又は漁業根拠地（漁業根拠地が2以上ある場合には、主たる漁業根拠地）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）、一般社団法人大日本水産会会長並びに第一種特定漁業及び第二種特定漁業の漁業者が直接又は間接の構成員となっている漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般社団法人及び水産庁長官が適当と認める団体（以下「関係漁業協同組合等」という。）の長に通知するものとする。

#### 第4 第一種特定漁業の再編整備に関する基本方針の策定

1 農林水産大臣は、第3の1により指定を行った第一種特定漁業の再編整備を計画的に推進するため、第一種特定漁業ごとに、再編整備に関する基本方針（以下「第一種基本方針」という。）を策定するものとする。

2 第一種基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）第一種特定漁業の再編整備の指針

ア 第一種特定漁業の再編整備の基本的考え方

イ 第一種特定漁業の再編整備の対象

ウ 第一種特定漁業の再編整備の実施期間

（2）第一種特定漁業の再編整備のために講ずる措置の基本的内容

ア 措置の対象漁業者

イ 措置の内容

ウ 救済費交付金の基準

エ 処理費交付金の基準

（3）第一種特定漁業に係る許可等の方針

（4）その他必要事項

3 農林水産大臣は、知事許可漁業等について第一種基本方針の策定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。

4 農林水産大臣は、第一種特定漁業に係る国際環境、漁業事情、経済事情等に著しい変動があったため特に必要があると認めるときは、第一種基本方針を変更するものとする。この場合において、第一種基本方針の変更は、1から3までに準じて行うものとする。

5 農林水産大臣は、第一種基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、国の関係行政機関の長、関係都道府県知事、一般社団法人大日本水産会会長及び関係漁業協同組合等の長に通知するものとする。

#### 第5 第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成

1 関係漁業協同組合等は、第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第一種実施計画」という。）を作成し、農林水産大臣に提出して第一種実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 第一種特定漁業の再編整備の目標
- (2) 減船を実施する者及び対象漁船
- (3) スクラップ処分等を実施する者及び対象漁船
- (4) 減船及びスクラップ処分等を実施する時期
- (5) その他必要な事項

3 関係漁業協同組合等が第一種実施計画を農林水産大臣に提出しようとする場合には、関係都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、第一種実施計画が知事許可漁業等に係るものであるときは、当該都道府県知事は、第一種実施計画で減船を実施することとした漁業者の出漁準備及び操業を行ったことを示す書類を添付するものとする。

4 農林水産大臣は、第一種実施計画が次に掲げる要件の全てを満たしているとき、これが適当である旨の認定を行うものとする。

- (1) 第一種実施計画に定める内容が基本方針に照らし適当であること。
- (2) 第一種実施計画に定める内容を達成することが確実と見込まれること。
- (3) 第一種実施計画によって円滑化しようとしている減船に関して、この要綱に定めるもののほか国から交付金等の交付を受けていないこと。

5 農林水産大臣は、1の認定を行ったときは、第一種実施計画の写しを一般社団法人大日本水産会会長に送付するものとする。

6 第一種実施計画の変更については、1から5までに準ずるものとする。また、農林水産大臣は、4の認定を受けた第一種実施計画に定められた措置が講じられていないと認めるときは、その認定を取り消すことができ

る。

## 第6 第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針の策定

1 農林水産大臣は、第3の2により指定を行った第二種特定漁業の再編整備を計画的に推進し、特定の水産資源について、速やかな資源状況の改善・回復を図るため、第二種特定漁業ごとに、再編整備に関する基本方針（以下「第二種基本方針」という。）を策定するものとする。

2 第二種基本方針においては、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを定めるものとする。

### （1）第二種特定漁業の再編整備の指針

ア 第二種特定漁業の再編整備の基本的考え方

イ 第二種特定漁業の再編整備の対象

ウ 第二種特定漁業の再編整備の実施期間

### （2）第二種特定漁業の再編整備のために講ずる措置の基本的内容

ア 措置の対象者

イ 措置の内容

ウ 救済費交付金の基準

エ 処理費交付金の基準

オ 魚種転換等支援費交付金の基準

カ 休漁支援費交付金の基準

キ 混獲回避型休漁支援費交付金の基準

ク 水産加工業支援費交付金の基準

ケ 相互扶助漁獲支援交付金の基準

### （3）第二種特定漁業に係る許可等の方針

### （4）その他必要事項

3 農林水産大臣は、知事許可漁業等について第二種基本方針の策定を行うおうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。

4 農林水産大臣は、第二種特定漁業に係る資源状況、漁業事情、経済事情等に著しい変動があったため特に必要があると認めるときは、第二種基本方針を変更するものとする。この場合において、第二種基本方針の変更は、1から3までに準じて行うものとする。

5 農林水産大臣は、第二種基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、国の関係行政機関の長、関係都道府県知事、一般社団法人大日本水産会会長及び関係漁業協同組合等の長に通知するものとする。

## 第7 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成

- 1 関係漁業協同組合等は、第8の2の(2)のアからウまでに掲げる事業の中から実施しようとする事業に関し、それぞれ第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第二種実施計画」という。）を作成し、農林水産大臣に提出して第二種実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 第二種実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 第二種特定漁業の再編整備の目標等の目標及び講ずる措置
  - (2) 講ずる措置別の対象者又は対象漁船
  - (3) 実施する時期
  - (4) その他必要な事項
- 3 関係漁業協同組合等が第二種実施計画を農林水産大臣に提出しようとする場合には、関係都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、第二種実施計画が知事許可漁業等に係るものであるときは、当該都道府県知事は、第二種実施計画で水産庁長官が必要と認める書類を添付するものとする。
- 4 農林水産大臣は、第二種実施計画が次に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、これが適当である旨の認定を行うものとする。
  - (1) 第二種実施計画に定める内容が基本方針に照らし適当であること。
  - (2) 第二種実施計画に定める内容を達成することが確実と見込まれること。
  - (3) 第二種実施計画によって円滑化しようとしている減船・休漁等に関して、この要綱に定めるもののほか国から交付金等の交付を受けていないこと。
- 5 農林水産大臣は、1の認定を行ったときは、第二種実施計画の写しを一般社団法人大日本水産会会長に送付するものとする。
- 6 第二種実施計画の変更については、1から5までに準ずるものとする。また、農林水産大臣は、4の認定を受けた第二種実施計画に定められた措置が講じられていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 第8 国際漁業等再編対策事業

### 1 事業の実施主体

- (1) この事業の実施主体は、一般社団法人大日本水産会とする。
- (2) 一般社団法人大日本水産会は、2に定める事業の一部について、その実施を関係漁業協同組合等その他水産庁長官が適当と認める団体に委託することができるものとする。

## 2 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 国際漁業再編対策事業

#### ア 第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業

第5の1により農林水産大臣の認定を受けた第一種実施計画（以下「第一種認定実施計画」という。）に従って減船を行った者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

#### イ 第一種特定漁業不要漁船処理対策事業

第一種認定実施計画に従って減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に該当不要漁船の所有者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

### (2) 新資源管理導入円滑化等推進事業

#### ア 減船・休漁等支援促進事業

第7の1により農林水産大臣の認定を受けた第二種実施計画（以下「第二種認定実施計画」という。）に従って、漁船隻数の縮減又は休漁等を行う漁業者に対し、救済費交付金、処理費交付金、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金及び混獲回避型休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

##### (ア) 第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業

第二種認定実施計画に従って、減船を行った者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

##### (イ) 第二種特定漁業不要漁船処理対策事業

第二種認定実施計画に従って、減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に該当不要漁船の所有者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

##### (ウ) 魚種転換等対策事業

第二種認定実施計画に従って、魚種転換等を行った者に対し、魚種転換等支援費交付金の交付を行うものとする。

##### (エ) 休漁支援対策事業

第二種認定実施計画に従って、一定の期間休漁を行った者に対し、休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

##### (オ) 混獲回避型休漁支援事業

第二種認定実施計画に従って、特定の資源対象魚種を漁獲目標としないにも関わらず、資源管理をするために休漁を行った者に対し、休漁期間中の減収の影響緩和のために混獲回避型休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

#### イ 水産加工業支援事業

第二種認定実施計画に従って、第二種特定漁業の再編に伴い影響を受ける地域の水産加工業者に対し、原料転換や原料調達等を行えるようにするため、水産加工業支援費交付金の交付を行うものとする。

#### ウ 相互扶助漁獲支援事業

第二種認定実施計画に従って、同一の広域回遊種を利用する漁業者間において、若齢魚を獲り控える漁業者に対し、成魚を漁獲し利益を受ける漁業者が、とも補償として一定の抛出を行う場合に、相互扶助漁獲支援費交付金の交付を行うものとする。

#### エ 資源・漁場保全緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低下などにより操業ができなくなった漁業者（養殖業者を含む。）が参加する漁業協同組合等の組織に対し、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日2水港第898号）に定めるところにより、水産庁が指定する漁業協同組合連合会等が作成し、水産庁長官が承認した統括活動計画に従って、漁業生産構造の再編整備や資源管理を図るための基礎となる漁場保全活動や水産資源調査の活動を行った場合に、資源・漁場保全緊急支援費交付金の交付を行うものとする。

### 第9 国際漁業等再編対策事業資金の造成

- 1 一般社団法人大日本水産会は、第8の2に定める事業の実施に充てるための国際漁業等再編対策事業資金（以下「事業資金」という。）を造成するものとする。
- 2 事業資金は、国の補助金及び漁業者等による抛出金によって造成されるものとする。
- 3 一般社団法人大日本水産会は、事業資金を適正に管理するため、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、交付金資金勘定を設けるものとする。
- 4 3に掲げる勘定の管理及び運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。このほか、第8の2に定める事業に係る管理運営費については、第10の事業計画において、別途水産庁長官が当該事業年度に実施しようとする事業の内容及び規模に応じ、付随して発生することとなる範囲内において、適当と認めて承認した場合に支弁することができるものとする。



- 5 事業資金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。
- 6 一般社団法人大日本水産会は、事業資金の管理については、1から5までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

#### 第10 事業資金の見直し等

- 1 一般社団法人大日本水産会は、事業資金について、少なくとも5年に1回、定期的に見直しを行う。
- 2 一般社団法人大日本水産会は、定期的な見直しを行う際に、事業資金の保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の（3）のアに示されている保有割合をいう。）を算出するとともに、当該割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

#### 第11 事業の実施

一般社団法人大日本水産会は、毎事業年度開始前に別記様式第1号により国際漁業等再編対策事業に係る事業計画を作成して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。事業計画を変更する場合（第9の4に定める管理運営費についての支弁を行う場合を含む。）も、また同様とする。

#### 第12 指導監督

- 1 水産庁長官は、国際漁業等再編対策を適切かつ効率的に実施するため、この要綱により実施する事業に関して、一般社団法人大日本水産会及び関係漁業協同組合連合会等に対し、必要な報告を求め、又は指導及び監督を行うものとする。
- 2 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

#### 第13 報告

一般社団法人大日本水産会は、国際漁業等再編対策事業の実施状況を毎事業年度終了後遅滞なく別記様式第2号により作成して水産庁長官に提出し、報告するものとする。

## 第 14 事業完了報告

一般社団法人大日本水産会は、この要綱により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに事業資金の精算を行い、別記様式第 3 号により完了報告書を作成して水産庁長官に提出し、報告しなければならない。

## 第 15 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定める。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 27 水漁第 1957 号）

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この通知による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお、従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日 30 水漁第 1295 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日 30 水漁第 1455 号）

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 元水漁第 1450 号）

この通知は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。ただし、施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日 2 水港第 856 号）

この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 2 水漁第 1265 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この通知の施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の

間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第11関係）

年度国際漁業等再編対策事業計画書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体  
代表者氏名

国際漁業等再編対策実施要綱第11の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 国際漁業再編対策事業
  - (1) 第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業
    - ア 事業の内容
    - イ 実施時期
  - (2) 第一種特定漁業不要漁船処理対策事業
    - ア 事業の内容
    - イ 実施時期
- 2 新資源管理導入円滑化等推進事業
  - (1) 減船・休漁等支援促進事業
    - ① 第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業
      - ア 事業の内容
      - イ 実施時期
    - ② 第二種特定漁業不要漁船処理対策事業
      - ア 事業の内容
      - イ 実施時期
    - ③ 第二種特定漁業魚種転換等対策事業
      - ア 事業の内容
      - イ 実施時期
    - ④ 第二種特定漁業休漁支援対策事業

- ア 事業の内容
- イ 実施時期

⑤ 混獲回避型休漁支援事業

- ア 事業の内容
- イ 実施時期

(2) 水産加工業支援事業

- ア 事業の内容
- イ 実施時期

(3) 相互扶助漁獲支援事業

- ア 事業の内容
- イ 実施時期

(4) 資源・漁場保全緊急支援事業

- ア 事業の内容
- イ 実施時期

3 管理運営費の積算内訳

区 分	計 画 額	備 考
旅費	円	(事業区分(注)、積算内容)
賃金		
消耗品費		
その他		
合 計		

(注) 事業区分については、1 国際漁業再編対策事業、2 新資源管理導入円滑化等推進事業のうち(1)減船・休漁等支援促進事業、(2)水産加工業支援事業、(3)相互扶助漁獲支援事業又は(4)資源・漁場保全緊急支援事業の別を記載する。

別記様式第2号（第13関係）

年度国際漁業等再編対策事業実施状況報告書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体  
代表者氏名

国際漁業等再編対策実施要綱第13の規定に基づき、下記の通り報告する。

記

1 国際漁業等再編対策事業資金の収支（ 年 月 日～ 年 月 日）

科 目	金 額
期首残高	円
当期収入	
補助金	
運用益	
その他（            ）	
当期支出	
国際漁業再編対策事業	
第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業	
第一種特定漁業不要漁船処理対策事業	
新資源管理導入円滑化等推進事業	
減船・休漁等支援促進事業	
第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業	
第二種特定漁業不要漁船処理対策事業	
第二種特定漁業魚種転換等対策事業	
第二種特定漁業休漁支援対策事業	
混獲回避型休漁支援事業	
水産加工業支援事業	
相互扶助漁獲支援事業	
資源・漁場保全緊急支援事業	
管理運営費	
期末残高	

2 事業実績（ 年 月 日～ 年 月 日）

(1) 国際漁業再編対策事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
減船漁業者救済費交付金	〇〇漁業 △△漁業 (小計)		人	～ ～
不要漁船処理費交付金			隻	

(2-1) 減船・休漁等支援促進事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
減船漁業者救済費交付金	〇〇漁業 △△漁業 (小計)		人	～ ～
不要漁船処理費交付金			隻	
魚種転換等支援費交付金			隻	
休漁支援費交付金			隻	
混獲回避型休漁支援費交付金			件	

(2-2) 水産加工業支援事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
水産加工業支援費交付金	〇〇加工業 △△加工業 (小計)		社	～ ～

(2-3) 相互扶助漁獲支援事業

区 分	漁業種類・事業内容	交付金額	交付対象	交付期間
-----	-----------	------	------	------

相互扶助漁獲支援交付金	〇〇漁業 △△漁漁 (小計)		人	～ ～
-------------	----------------------	--	---	--------

(2-4) 資源・漁場保全緊急支援事業

区 分	活動項目・活動内容	交付金額	交付対象	交付期間
資源・漁場保全緊急支援費交付金	藻場の保全 干潟の保全 〇〇 △△ (小計)		件	～ ～

(注) 交付期間の欄には、業種及び活動項目ごとの交付の始期及び終期( 年 月 日～ 年 月 日)を明らかにすること。

3 管理運営費の内訳

区 分	実 績 額	備 考
旅費	円	(事業区分(注)、積算内容)
賃金		
消耗品費		
その他		
合 計		

(注) 事業区分については、1 国際漁業再編対策事業、2 新資源管理導入円滑化等推進事業のうち(1)減船・休漁等支援促進事業、(2)水産加工業支援事業、(3)相互扶助漁獲支援事業又は(4)資源・漁場保全緊急支援事業の別を記載する。

4 添付書類

- ア 各交付金を受けた者の領収書の写し
- イ 交付金受領者明細一覧表
- ウ 管理運営費支出明細
- エ 残額証明書の写し
- オ 資金の収支及び期末残額の推移



別記様式第3号（第14関係）

国際漁業等再編対策事業完了報告書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体  
代表者氏名

国際漁業等再編対策事業資金により実施する事業の全てが下記のとおり完了したので、国際漁業等再編対策実施要綱第14の規定に基づき報告する。

記

1 資金の収支及び残高の推移

年 度	収 入			支 出	残 高
	国庫補助 金	運用益	収入計		
	円	円	円	円	円
計					

2 事業実績

区 分	金 額	交付対象	実施期間
国際漁業再編対策事業	円		年度～年度
第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業		人	
第一種特定漁業不要漁船処理対策事業		隻	
新資源管理導入円滑化等推進事業			
減船・休漁等支援促進事業			
第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業		人	

	第二種特定漁業不要漁船処理対策事業		隻	
	第二種特定漁業魚種転換等対策事業		隻	
	第二種特定漁業休漁支援対策事業		隻	
	混獲回避型休漁支援事業		件	
	水産加工業支援事業		社	
	相互扶助漁獲支援事業		人	
	資源・漁場保全緊急支援事業		件	
	管理運営費			
	計			

### 3 添付書類

残額証明書の写し